

令和5年度 健康福祉常任委員会

特定テーマに関する調査研究報告書

第1 テーマ

子ども・子育て支援の充実について

第2 調査・研究内容

1 当局からの聴取

(1) 開催日等

① 閉会中の継続調査事件

○開催日 令和5年10月24日

○場 所 第2委員会室

② 特定テーマにかかる県当局からの説明

○開催日 令和5年10月24日

○場 所 第2委員会室

いずれも、福祉部こども政策課長から聴取した。

(2) 当局の取組

① 妊娠・出産への切れ目のない支援

ア 妊娠・出産への支援

- ・ 不妊等に悩む男女に対して、不妊・不育の検査や治療の費用助成及び情報提供や相談体制を強化。
- ・ 不妊治療に係る現状と課題を明らかにし、課題解決に向けた対応を協議するため、不妊治療支援検討会を設置。
- ・ 不妊治療に関する動画を作成し、デジタルサイネージ等の広報媒体を活用した広報を実施。
- ・ 不妊治療における保険適用外の検査費の7割を助成。
- ・ 不育症治療における保険適用外の検査費の7割、治療費の5割を助成。
- ・ 不妊治療休暇制度や勤務形態の選択制度を就業規則に明記した企業に対し、交付金を助成。
- ・ 専門医（産婦人科医・泌尿器科医）及び助産師（認定看護師）における専門相談を電話・面接にて実施。令和5年度より、巡回相談及びWEB面接を開始。
- ・ 市町が主体的に実施している、妊娠・子育て家庭への伴走型相談支援を充実させ、経済的な支援を推進。
- ・ 産後ケア事業従事者の研修を実施し、事例集を作成予定。
- ・ 産後のメンタルヘルスケアが重要であることから、兵庫県医師会と共催で周産期メンタルヘルス研修を実施するなど、地域の関係機関との連携を

促進。

- ・ 安心して妊娠・出産できる体制の検討に向け、産科医療機関、医療関係団体、県内市町首長等で構成された産科医療研究会を設置。

② 幼児教育・保育の充実と放課後の居場所づくり

ア 保育所等の待機児童対策

- ・ 地域の保育事情を見極めつつ、保育所・認定こども園等を新設。
- ・ 待機児童の多くを占める1・2歳児に対応するため、小規模保育事業を活用した機動的な対応を検討。
- ・ 待機児童発生市町等を構成員とした待機児童対策協議会において、各市町の待機児童対策の目標と推進状況の意見交換・協議を実施。

イ 保育人材の確保

- ・ 月額最大9万7千円の処遇改善等加算などによる保育士の処遇改善に加え、職員を配置基準以上に配置する保育所等に人件費を支援するほか、国の給与改善の対象外となる中堅保育士に対し、技能や経験に応じた処遇改善を実施。
- ・ 保育士・保育所支援センターによる就職支援として、就職フェアを開催。
- ・ 最大40万円、県内2年間就業で返済免除になる就職準備金貸付など、返済免除付き貸付事業を実施。
- ・ 保育士復職を促進するための実践的研修を開催。

ウ 保育の質の向上

- ・ 県内認定こども園関係団体協議会研究会において、認定こども園の更なる普及と人材育成に向けた研修及び情報交換等を実施。
- ・ 園長等が認定こども園のあり方を体系的に学ぶと共に、資質向上を図ること等を目的に、県認定こども園園長等研修を実施。
- ・ 保育士等キャリアアップ研修を行い、保育所等におけるリーダー的職員が職務内容に応じた専門性の向上を図る。
- ・ 乳幼児教育・保育の質の維持・向上を図るため、一定の要件を満たした者に対して、園の運営及び職員の資質向上に向けた指導を行う、県ひょうご乳幼児教育・保育マイスター研修を実施。
- ・ 認定こども園のホットラインについては、保育の質の更なる向上につながるため、平日の相談受付時間の延長とともに、土日祝日にも受付を行うほか、新たにLINEによる相談受付も実施。

エ 放課後児童クラブの待機児童対策

- ・ ひょうご放課後プラン推進事業として、放課後児童クラブの運営経費を補助。
- ・ 放課後児童クラブのための、施設整備や学校の余裕教室等の既存施設の改修、設備の整備・修繕、備品の購入経費を補助。

- ・ 保育士等の資格を有する者が必要な知識・技能を習得し、放課後児童支援員として勤務するための研修を実施。

③ 児童福祉の充実

ア 児童虐待防止対策の充実

- ・ こども家庭センター（児童相談所）及び市町の相談支援体制を強化。
- ・ 旧川西こども家庭センター跡地に、阪神間における一時保護所を整備。（令和7年4月開設予定）
- ・ 従来共有していた氏名等の情報に加え、新たに過去の通告状況や一時保護歴等を1時間毎に自動取込でき、各警察署から直接アクセスできるリアルタイム情報共有システムを構築。

イ 社会的養育体制の充実

- ・ 児童養護施設の子どもたちが、将来の進路選択の視野を広げる機会とするため、主に小学5年生から中学1年生を対象に、日常生活から離れた環境で大学生と自然体験や対話を行う、夢ふれあい交流事業をモデル実施。
- ・ 児童養護施設の中学2年生から高校2年生が、具体的な進路選択を考える機会とするため、県内大学生を施設に派遣し、大学生活や就職活動、勉強の意義などを語り合う、夢かたりあい交流事業を実施。
- ・ 大学等進学に向けた課題やニーズ調査を行い、委員会において、施設入所中に必要な支援、現行の奨学金の整理・検証、進学後に必要な支援等、将来の選択肢を広げる支援策を検討。

④ 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

ア ヤングケアラーへの支援

- ・ 祖父母、父母、兄弟などの介護や看護、日常生活上での世話などをするヤングケアラー（18歳未満の子ども）や、若者ケアラー（18歳以上30歳台前半までの者）に対して、令和4年2月に策定した、兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策に基づき、①県相談窓口の設置、②当事者支援団体への補助、③配食支援事業の実施、④研修、シンポジウムの開催等により、早期発見・悩みの相談支援、福祉サービスへのつなぎなどの支援体制の整備を推進。

イ 子ども食堂への支援

- ・ 経済的な理由等により食事が十分にとれていない子どもたちに温かい食事を提供するため、子ども食堂に対して①立上げ経費、②物価高騰により増加する食材費等運営経費、③配食を行う際のかかり増し経費を支援。

(3) 主な質疑の内容

(令和5年10月24日：特定テーマにかかる県当局からの説明)

- ・ 不妊治療支援検討会の現状について
- ・ 兵庫県における認定こども園の取扱について
- ・ 認定こども園の園長研修の形式について
- ・ 認定こども園ホットラインの問い合わせ状況について
- ・ 兵庫県における多子世帯への支援について
- ・ 放課後児童クラブにおける児童の預かり時間の問題について
- ・ 産後ケア事例集の進捗状況について
- ・ 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の関係について

(令和5年10月24日：継続調査事件「子ども・子育て支援の推進について」)

- ・ 保育所やこども園が放課後児童クラブの機能を持つことについて
- ・ 日曜保育の実現可能性について
- ・ こども誰でも通園制度の実施状況について
- ・ 保育士確保のための就職フェアの来場者数について
- ・ SNSを活用した子育て情報の発信について
- ・ 県独自で保育士の処遇改善を行うことの意義について

2 専門家からの意見聴取

(1) 開催日等

○開催日 令和6年2月13日

○場 所 第2委員会室

○講 師 藤後 悦子 東京未来大学こども心理学部 教授

○テーマ 社会的子育てを踏まえた子ども・子育て支援の充実について

(2) 講義内容

- ・ 子育てを取り巻く現状として、日本の社会は結婚、妊娠、子ども、子育てに温かい社会の実現に向かっているとは思わない人が半数以上いる。また、経済的な理由や育児への負担感から、理想の子ども数を持たない女性の割合は、35歳未満で多くなっている。男性が育児休業制度を利用しなかった理由では、収入面の問題や職場の雰囲気、業務上の問題が挙げられた。
- ・ 日本の子どもの孤独感世界的に見ても高く、児童相談所における相談対応件数や、不登校、いじめ、子ども間の暴力、子どもの自殺数は年々多くなっている。
- ・ アンケート結果より、発達年齢にかかわらず、子どもは親に精神的なサポートを求めていることが明らかになっている。しかし、核家族世帯やひとり親世帯では、親だけの子育てには限界があり、社会的子育ての視点が必要になる。
- ・ 親や子ども自身が、家族以外の大人や子どもとポジティブに関わる機会が多かった場合、子どもの地域への愛着が強くなり、地域のために役に立ちたいと思うようになる。

- ・ 社会的子育てへの参加意欲は、子育ての経験のある人のほうが強い。また、地域への所属感や信頼感、貢献感が強い人のほうが、地域における子育て支援を積極的に行う傾向にある。
- ・ これらのことから、社会的子育てを進めるためには、まず地域の子どもたちと触れ合う機会を確保し、子どもへの養護性を高める必要がある。さらに、遊びやボランティア、運動などの健康的な行動を共にするなど、段階に応じて進めていくことが求められる。
- ・ 社会的子育てには、親同士のグループだけでなく、関係性をつなぐ役割の人が必要であり、場合によっては専門家に心理的なサポートを依頼する。

(3) 主な質疑の内容

- ・ 地域と関わることに抵抗を感じる人への対応について
- ・ 外国とのデータの比較について
- ・ 地域の子ども会の在り方について
- ・ 男性が育児に参加するときに気を付ける点について
- ・ 子どもの語彙力の低下について

3 事例調査 — 特定テーマに関する主なもの —

(1) 管内調査（7月20日～7月21日：阪神地区）

ア まちのつどいば ここおる

主な報告内容

- ・ 宝塚で子育て中の家族と、子育てを応援する人をつなぐ、地域子育て応援プロジェクトである「こもたの（＝こそだてをもっとたのしく）」を実施している。
- ・ 少子化問題にシニア世代が貢献するため、ここおるを拠点とし、「たからづか縁卓まちづくりネット」を展開している。地域における子育て世代の孤立を防ぎ、現役世代の社会参加をサポートする。また、シニアが子育てに関わることで、高齢者の生活不活発化を予防することにもつながる。
- ・ 高齢者向けタブロイド版情報誌を発行し、高齢者が地域の子育て支援活動に参加したくなる情報の提供を行う。
- ・ 地域での子育てを広めるため、世代間交流イベントや講演会等を実施している。

主な質疑の内容

- ・ 子育て支援活動のシニアボランティアの募集について
- ・ シニアボランティアへのフォローや安全対策について
- ・ ここおるの経営状況について
- ・ 元々の地域のつながりについて
- ・ シニアボランティア参加者の動機について

- ・ ここおる運営委員長、副委員長のキャリアについて

イ サンサリテ三田 ほほえみごはん食堂

主な報告内容

- ・ 子どもたちに高齢者がどういう人たちなのかを知ってもらう価値観教育と、高齢者が子どもから元気をもらってほしいという思いのもと、月1回、特別養護老人ホームサンサリテ三田で子ども食堂を実施している。
- ・ 食事以外にも、食事の時間までに宿題や室内でできる遊びを行う。

主な質疑の内容

- ・ 食堂利用者の属性について
- ・ 施設を利用している高齢者と子どもの具体的な交流について
- ・ 食堂の定員拡充に向けた今後の展望について
- ・ 学生ボランティアの募集について

② 管内調査（8月7日～8日：東淡地区）

ア 加古川市ファミリーサポートセンター

主な報告内容

- ・ 加古川市の委託を受け、生後6ヵ月以上から小学6年生までの子どもを持つ保護者に子育てを手伝うサポーターを紹介している（令和5年10月より6ヵ月未満児も対象）。サポーターは保育園や児童クラブへの送迎、自宅での一時預かりなどを行う。
- ・ 6ヵ月未満児に対応するサポーターについては、「赤ちゃんサポーター」として、従来の講習やセミナー等に加え、乳児対応に特化した講習を実施する。
- ・ 令和5年4月1日以降に生まれた子どもの養育者に、6時間分の無料クーポン券を配布している。

主な質疑の内容

- ・ 加古川市のファミリーサポート事業と県の取組との関連性について
- ・ 提供会員になるための研修の受講状況と受講者の平均年齢について
- ・ サービス利用時におけるトラブル防止対策について
- ・ 提供会員の体調等の理由により、当日のサービスが利用できなくなった場合の対応について
- ・ 加古川市のマッチングが非常にうまくできている理由について
- ・ サービス提供の場として加古川駅南子育てプラザと自宅との利用頻度と割合について
- ・ 令和4年の送迎サービスの利用が増加しているが、サービスに利用に係る保険の加入状況について

- ・ サポーターの指名に偏りはないのか
- ・ 無断利用を防ぐための対策について
- ・ ボランティアの適正についての判断はどのように行っているのか
- ・ 行政やファミリーサポートセンターに対して改善意見や要望はないか(ファミサポ会員に対して)

③ 管内調査（9月4日～6日：但丹地区）

ア 病児・病後児保育室チャイルドケアセンター

主な報告内容

- ・ 豊岡市の委託を受け、近隣の病院や嘱託医と連携を取り、病気や病気後で集団生活が困難であると診断された子どもを一時的に預かる施設である。
- ・ 安静室、保育室、隔離室を完備し、医師の指示のもと、看護師と保育士が子どもを預かる。
- ・ 利用者には医師連絡票と利用申込書を持参してもらい、保護者に病状等を確認し、1日の過ごし方を相談する。

主な質疑の内容

- ・ 職員の感染症対策について
- ・ センター開設時に苦労した点について
- ・ 予約方法について
- ・ 予約受付の現状と工夫について
- ・ 豊岡エリアの保育の特徴について

④ 管外調査（11月6日～8日：東京都・埼玉県・神奈川県）

ア あそぼっくすほりさき・みぬま

主な報告内容

- ・ NPO法人さいたまユースサポートネットでは、子どもや若者を取り残さない社会の実現のため、子ども第三の居場所事業を展開している。
- ・ ほりさき拠点では、地域の小中学生を対象に遊びや宿題ができる環境を提供し、利用には条件を設けていない。職員、学生ボランティアに加え、就労支援事業との協働で、子どもに関わる仕事に興味がある若者が就労体験ボランティアとして活動に参加している。
- ・ みぬま拠点ではより支援が必要な子どもを受け入れており、保育士、社会福祉士、放課後児童支援員など、資格を持った職員が在籍している。ほりさき拠点でも行っている支援に加え、保護者や子どもとの面談を定期的に行い、心理士とのケース会議を実施する。

主な質疑の内容

- ・ あそぼっくすの運営資金について

- ・ 手厚い子ども支援の必要性について
- ・ 近隣の小中学校との連携について
- ・ 困難を抱える家庭の子どもに入所を勧める方法について
- ・ 職員の出勤形態及び報酬について

イ 江東区こどもプラザ

主な報告内容

- ・ 子ども家庭支援センターとこどもプラザ図書館等を一体的に運営することで、子どもの健やかな成長を地域とともに継続的に見守り、総合的に支援している。
- ・ スポーツから学習、読書関係まで、複合施設の強みを生かし、子どもたちが年間を通じて継続的に楽しめるよう、多種多様な小中高生向けのイベントを計画、実施している。また、多目的スペースや音楽室等を、地域住民や地域の子育て支援団体等に貸し出している。
- ・ 併設している住吉子ども家庭支援センターでは、子育てひろばの提供や子育て相談を行うほか、保護者のリフレッシュを目的に子どもの一時預かりを行っている。
- ・ こどもプラザ内では、主に子ども家庭支援センターの職員が、施設を利用する子どもに積極的に声をかけ、乳幼児に限らず、広く18歳までの子どもたちの成長を見守っている。

主な質疑の内容

- ・ 住吉エリアの小中学生の人数について
- ・ こどもプラザへのゲーム機の持ち込みについて
- ・ リフレッシュひととき保育の予約について
- ・ 不登校の子どもがこどもプラザを利用することについて
- ・ 子育て相談の件数及び内容について

⑤ 管内調査（1月24日～25日：西播地区）

ア こどもの未来健康支援センター みらいえ

主な報告内容

- ・ みらいえでは、成長過程にある者及びその保護者並びに経産婦が、安心して子どもを産み育てられるように、思春期・妊娠期・子育て期において切れ目のない支援を行う。
- ・ より専門性を備えた思春期保健と母子保健の包括的支援を行い、これからの社会を担う成長過程にある者が健やかに育つ社会の実現を目指す。
- ・ 専門職による市民への相談対応や思春期世代、子育て支援の交流、学びの場を提供する。また、保健師、助産師、精神保健福祉相談員などで構成する支援チームがケースごとに専門的に対応している。

主な質疑の内容

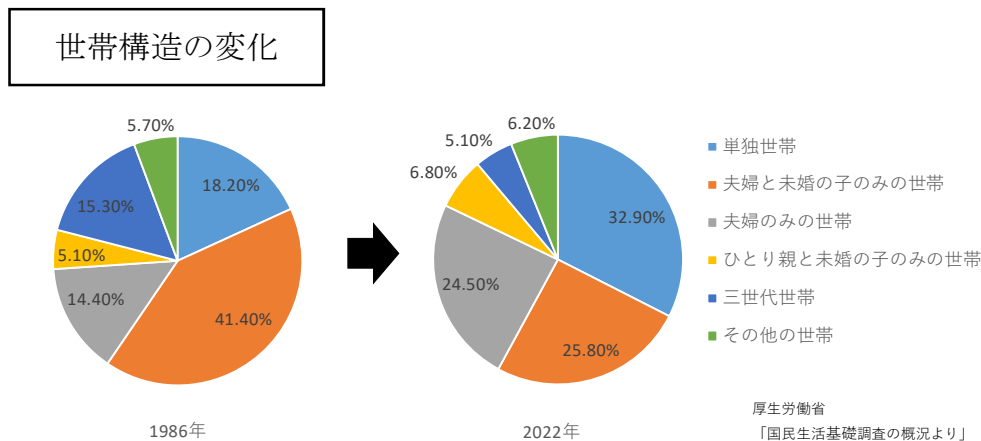
- ・ 利用者の情報を他の機関と連携する仕組みについて
- ・ 利用者の人数について
- ・ みらいえと保健所のそれぞれの役割について
- ・ 母子健康手帳とひめっこ手帳の違いについて
- ・ 子育てに関する分かりやすい情報の発信について
- ・ プレコンセプションケアの出前授業について

第3 今後の方向性について

県の子ども・子育て施策の検証を行うとともに、国全体での取組強化が図られる中、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援が必要であることを踏まえ、これからどのような施策が求められるか提言を行うことを目的として、当局の取組状況調査、専門家からの意見聴取、県内各地域での管内調査や県民・関係団体との意見交換、県外での事例調査等を行い、「子ども・子育て支援の充実」について、現状と課題を調査した。

その結果、子ども・子育て支援には、社会全体で支えていくことが大切であること、少子化対策に近道はなく、地道かつ総合的な対策が必要であることを再認識し、委員間で討議等を経て、今後取り組むべき方向性などについて、大きく4つの視点で取りまとめた。

<子ども・子育てを取り巻く環境>



約40年間で子どもを持つ世帯は、計61.8%から37.7%に減少し、世帯構造、社会構造の大きな変化が感じとることができる。

つまり、世帯構造から見ると、三世帯世帯が減少し、核家族化が進むことによって家庭内での子育てへの支援が受けにくくなっている現状を推察できる。

専門家による講演でも、日本では子どもの孤独感が高まっていること、親だけの子育てでは限界であること、子どもを取り巻く環境と日本における社会システムが大きく変化していることなどから、たとえば、地域の中に兄弟がいるような関係を構築する「社会的子育て」の重要性が述べられていた。

1 地域による支援

- 県ではまちの子育てひろばを運営するなど、親子が気軽に集い、子育ての悩みを話し合い、情報交換等を行う機会を提供している。また、NPO等の団体では日本財団の「子ども第三の居場所事業」を活用するなど、家庭や学校以外にも子どもたちの居場所を確保する活動が増加している。地域の実情に応じ、日中や夜間にも子どもが安心して過ごすことができる居場所を提供するなど、様々な支援が広がりを

見せている。

- 個々の生活スタイルの違いや、様々な問題・課題を抱える子どもたちも多く、フリースクールや放課後児童クラブなど、それぞれに応じた居場所を提供できるよう、更なる拡充が求められる。
- 子育て中の親は、過度に周りからの批判を気にしすぎて子育てのしにくい状況に置かれていることが多く、社会全体が子育てに温かく寛容でなければならない。その中でも特に乳幼児の子どもを抱える親の孤独感、育児不安感を払拭するため、子育ての楽しさを共感できる機会の提供等が必要となる。
- 地域内では、まずは向こう三軒両隣から地域で子育てに取り組んでいる団体や自治会・婦人会・老人クラブなどの地縁団体へ、そして小学校区や中学校区へと一つずつ施策の輪を広げていけるような取組が必要である。
- 核家族やひとり親世帯の増加により、子どもたちの他者と関わる機会が減少している中、地域に支えられる子育て、地域全体での子育てを体験し、子どもたちが多様な人々と出会い、様々な経験をすることで、豊かな社会性を育むことが望まれる。

2 幅広い世代による支援

- ファミリーサポートセンターなどの積極的な活用により、子育て世代だけではなく、高齢者など男女問わず誰もが子育てに携わることが可能となる。今後も地域の子どもたちと触れ合う機会の確保が必要となる。
- 調査先では、子育て支援と高齢者の居場所づくり、生きがいつくりと合わせた子育て支援も行われていた。ある施設では、スマートフォンの使用方法の勉強に来た高齢者が、地域の子どもと一緒に時間を過ごす取組が行われ、子育て支援のための新たな仕組みが構築されていた。このような高齢者の居場所づくり、生きがいつくりと合わせた、子育て支援・子どもの居場所となる取組も有効である。県は市町の子育て支援センター等との連携を強化し県内どの市町においても積極的な取組が実施できるよう支援していくことが必要である。
- 子育て支援施設、子ども食堂、学童保育などでは大学生等の若い世代の活躍も期待される。将来、教育関係の職種を希望する学生だけではなく、子育てへの興味関心を広げるためにも、今後実施されるプレコンセプションケアと併せた大学生等へ啓発活動も検討していくべきである。

3 行政や企業等の関係者による支援

- 不妊治療に関する企業や職員の理解促進が急務であり、情報提供や相談体制の充実、検査や治療への費用補助など行政の支援策も必要である。
- 産科医の不足や分娩取扱医療機関が減少しており、安心して妊娠・出産できる体制整備が必要である。
- 保育所等の待機児童解消に向け、更なる受け皿拡大が必要である。保育の受け皿拡大にあたっては、保育士の処遇改善、就労支援など保育人材の確保・定着に向け

た取組を継続的に実施する必要がある。

- ・ 放課後児童クラブの待機児童をなくすため、施設整備補助や、人材育成に関する支援など更なる拡充が必要である。
- ・ 貧困などの経済的状況は外部からは見えにくく、複合的な困難が重なっていることも多い。保育施設や学校など身近なところからの気づきをサポートしていきよう、各機関が連携し支援する体制整備が必要である。
- ・ 「子ども食堂」等は、高齢者と子どもを繋ぐ場所でもあるが、地元の学生に協力を得るなど地域全体で子育てができるよう、行政、学校、企業等が連携する取組も不可欠となる。また、子ども食堂の開設や配食にかかる経費の補助を継続して実施し、経済的理由等により食事が十分にとれていない子どもへの食事提供だけではなく、子どもたちの心の拠り所となる空間作りを的支援する必要がある。なお、継続的な取組となるためには企業協賛など地域全体の理解や協力を得ていくことが望ましい。
- ・ 子育てなどを理由に一度退職した職員が仕事に復帰できることが可能になるなど、企業側からも子育てと仕事の両立への支援が必要となる。

4 理解の促進、認識の共有による支援

- ・ 親になる過程において、子育てへの不安を解消すること、周りの状況を知る機会を得ることが必要である。
- ・ 価値観が多様化している昨今では、特に若い世代の現状を把握し、結婚・妊娠・出産・育児に必要な支援についての意見を取り入れる必要がある。
- ・ 支援する側では、支援する相手の実態を理解せずに、支援側のみで決めた支援策になっていないか常に点検を行い、支援の意義や内容がどの段階へのアプローチであるかを検討、理解することが重要である。
- ・ 2で記載したプレコンセプションケアと併せた大学生等の若い世代への啓発活動も理解促進を図る上で重要である。

今後の施策展開にあたって

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援には、「みんなで子育てを分担する仕組みへの支援」が必要であり、出産・育児を望む人が安心して子どもを産み育てられる環境を整えていくことが求められる。

「みんなで子どもを育てる」体制は、昔は、祖父母、親、子どもの三世帯家族が多く、兄弟姉妹も多かったため、この仕組みが家族の中で構築され、隣近所でも子育てに協力してきた。核家族化が進展する中で、その機能が失われてきたが、地域全体でその機能を回復することが、少子化対策につながるものと考えられる。

地域による子育て、または子育てによる地域づくりを県は市町と連携し、子育てしやすい環境づくり、コミュニティの構築など、後押しする取組が必要である。

痛ましい事件や事故、そして虐待で亡くなる子どもが後を絶たない。大切な子ども

をしっかり守る意識を地域全体で浸透させ、子どもを地域で育てる仕組みを構築していかなければならない。

子どもは社会の宝であり、命をつないでいくには、まず社会がつながることが大切である。子ども・子育て支援には、希薄となったつながりをいかに取り戻すことができるか、以前は有していた子育てが自然にできる仕組みをいかに回復できるか、子育てを社会全体で担える仕組みを構築し、未来へとつなげていくことが求められる。